

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
翌日には、
とあるの翌日)

告示

鳥取県告示第五百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、名和町長から同町の区域内に次とのおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成四年五月十日現在の地番による。)

名和町大字御来屋字前河原一九、五四の二の地先

新たに生じた土地の面積
四・五八三・四四
平方メートル

◇告示

示 字の区域の変更(〃)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

◇選管告示

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

政治団体の解散の届出

自衛官の募集(消防防災課)

改良普及員資格試験の実施(農業改良課)

平成四年六月二十六日

鳥取県告示第五百七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年五月十日現在の地番による。）
大字御来屋字前 河原	大字御来屋字前河原の全域 大字御来屋字前河原二九、五四の二の地先の公有水面埋立

平成四年六月二十六日

鳥取県告示第五百七十六号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成四年六月二十六日

届出者の氏名又は名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社三幸	丸合中山店	西伯郡中山町赤坂三四八

鳥取県告示第五百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定

鳥取県告示第五百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成四年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

に基づき、県営土地改良事業（県営畠地かんがい推進モデルほ場設置事業以西地区農業用用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年六月二十六日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年六月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てるること。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称
中国電力株式会社

二 事業の種類
特別高圧架空電線路 五〇〇KV第二ルート東線新設工事

三 立ち入るうとする土地の区域

日野郡溝口町畠地字大平ル、字梨木谷、字原ヶ林、字大堤、字中ノ谷、
字樋ヶ谷、字池田山、字北谷奥、字下ノ谷、字大烟、字番丘奥、字上ノ

名谷、字権現谷、字土居谷奥及び字森谷奥、福居字ワサ谷、字樋ヶ谷、
字大成、字石グロ、字七百田、字畦高空ラ及び字大端、焼杉字種井ヶ谷、
字高帽子奥、字峠ノ谷、字焼杉山東及び字焼杉山並びに福岡字カナクソ
奥、字水ノ子奥、字大正谷奥北平及び字小正谷奥北平ラ並びに西伯郡西
伯町大字東上字牛子山、字水谷山、字モジオ、字カズラ畠、字奥山、字

鉢場及び字アセブ尻、大字上中谷字笛西山、字桐ノ木山、字古屋敷向
い、字椿ヶ谷、字フロノ下モ、字コリカキ、字コリカキ谷、字ヘイ塔、
字古屋敷、字古屋敷下向、字障子カ滝、字上ミ向、字向山上ミ、字川向、

字古屋敷道ノ上、字上ミ家奥谷山、字小屋畠平山、字境谷、字大瀬谷山、
字梨子ヶ谷山、字モガ塔、字モガ谷山、字モクロ谷山、字モクロ谷下平、

字久瀬谷山、字イシボトケ回り、字シャウブモト、字桜ガ峠山、字国封
谷、字中ノ谷山、字カウノ谷山、字シャウフ上、字鍊公谷、字ジャクシ
ヨウ、字シンサホリ上、字ハンダ、字盆花、字ナカグラ、字カミゾフリ

山、字カミゾフリ奥、字大原山、字夏牛山、字イケノ谷山、字大熊谷山、
字尾熊谷、字上原、字カモウジ、字シモウジ、字シモウジ尻、字塔ノ奥、

字塔林、字小熊谷山、字スメガ谷、字上ミ井手ガ谷、字コトホリ、字安
見石、字空ゴヤ、字タカマツ、字カンドニ、字井ノ奥山、字狐尾、字サ
ンコ石南谷、字セトカ塔、字中倉、字チモト山、字サンゴ石山、字サン
コ石中谷及び字サンコ石奥並びに大字下中谷字駢牛山及び字寺谷山

四 立ち入るうとする期間
平成四年六月二十六日から平成五年十一月三十日まで

鳥取県告示第五百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定
に基づき、米子市福原土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二
十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市福原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年六月二十六日から平成九年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市東福原字大向大境、字北原ノ一及び字北原ノ八並びに上福原字

四 事務所の所在地
下大境の各一部

- 五 梅子市東町二二四 大成建設株式会社米子営業所内
設立認可の年月日 平成四年六月二十四日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。
- 八 施行者の名称 鳥取県告示第五百八十号
- 九 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 平成四年六月二十六日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 施行者の名称 郡家町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八頭中央都市計画下水道事業 郡家町公共下水道
- 三 事業施行期間 平成三年三月二十二日から平成十年三月三十一日まで
- 四 事業地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成四年六月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
さゆり会	西野良子	吉川由紀子	倉吉市西倉吉町一 一三八	五月七日 平成四年	その他の政治団体
日本環境保護会	山内謙一	平田嵩人	倉吉市西倉吉町一 六四	五月七日 平成四年	
		"			

1 収用の部分 平成三年三月鳥取県告示第二百六十八号の事業地のうち八頭郡郡家町大字福本字天王木西分地内において事業地を変更する。

鳥取県選挙管理委員会公示第三十九号

政治資金規正法（昭和三十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づいて
ある、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法
第七条の二第一項の規定により告示する。

平成4年6月11十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新		旧		届出年月日	備考
		田中	稔	岸田	廣実		
鳥取県退職公務員政治連盟	代表者の氏名	平成四年五月十三日	その他の政治団体				

平成4年6月11十六日

鳥取県選挙管理委員会公示第四十号

政治資金規正法（昭和三十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づいて、政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

政治資金規正法（昭和三十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定に基づいて、政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定によれば、その要旨を次のとおり公表する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

◎その他の政治団体 政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 和田進後援会 報告年月日 平成4年5月1日
(平成3年12月31日解散) 報告年月日 平成4年5月2日
(平成3年12月31日解散)

政治団体の収支報告書の要旨	1 収入・支出の総額	
	1 収入・支出の総額	2 支出総額
1 収入総額	0円	(1) 収入総額 9,500円
2 支出総額	0円	ア 前年総額 9,500円
イ 本年収入額	0円	

◎その他の政治団体
期間 平成2年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 和田進後援会

報告年月日 平成4年5月1日

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

(2) 支出額 9,500円

2 支出の内訳

政治活動費

その他の経費	9,500円
合計	9,500円

鳥取県選舉管理委員会規則第四十一回

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基いて、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定による取扱いを以て、

平成4年六月二十六日

鳥取県選舉管理委員会規則第四十一回

長 尾 翁 男

鳥取県知事 西 尾 昂 次
鳥取県選舉管理委員会規則第四十一回

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成4年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公募する。

平成4年6月26日

鳥取県選舉管理委員会規則第四十一回

鳥取県選舉管理委員会規則第四十一回

1 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

2 募集期間

(1) 男子 平成4年7月1日から同年9月30日まで
(2) 女子 平成4年8月1日から同年9月30日まで

3 試験期日

(1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 女子 平成4年10月7日

4 試験場

(1) 男子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
和田進後援会	坂田 武男	林 恭治	八頭郡智頭町大字南方一八三	平成4年5月1日	その他の政治団体
岸田正人後援会	小椋 操	山根 喜好	東伯郡関金町大字今西九三五	平成4年5月1日	〃

- ア 鳥取市銀治町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部
 イ 倉吉市山根540 ハーモニビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
 ウ 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所
- (2) 女子
 米子市西三柳2603 地上自衛隊米子駐屯地
- 5 採用予定月
 (1) 男子 募集期間中の毎月
 (2) 女子 平成5年3月
- 6 その他
 (1) 応募資格
 採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める次格事項に該当しないものとする。
- (2) 試験種目
 ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）
 イ 身体検査
 ウ 適性検査
 エ 口述試験
- 7 番公取島田曜金印
- 1 試験の期日
 平成4年10月13日（火）及び同月14日（水）
- 2 試験の場所
 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格
 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者
 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下同じ。）、都道府県立農業講習施設（短期大学において農業又は家政（生活を含む。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限が2年以上のものに限る。）又は財団法人農民教育協会鯨淵学園普及専攻科において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業（大学院における修業を含む。以下同じ。）した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者
 (2) 学校教育法による大学において生物、化学、機械、土木、建築、保健、法律、経済、経営、社会若しくは教育（以下「生物等」という。）

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成4年6月26日

鳥取県知事 西 尾 国 次

に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者うち試験実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者で、その修める課程に応じ、次の表の履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履修しているもの

課程	履修科目
生物	生態学 分類学 生理学 形態学 遺伝学 微生物学 生物化学 有機化学 土壌学 統計学
化学	物理化学 無機化学 有機化学 分析化学 生物化学 栄養化 学 食品化学 微生物学 土壌学 統計学
機械	機構学 材料力学 機械製図 応用数学 生物化学 計測工学 工業力学 電子工学 情報工学 統計学
土木	水工学 測量学 土質工学 構造力学 水理学 土木材料学 土木施工法 環境工学 情報工学 統計学
建築	環境工学 設計製図 建築設備 住居史 地域計画 都市計画 建築計画 農村計画 色彩学 統計学
保健	労働衛生学 運動生理学 精神衛生 保健衛生 保健管理学 人類生態学 統計学
法律	民法 商法 労働法 税法 農業法 環境法 経済政策 経済原論 経営学 統計学

(3)

下同。)、都道府県立農業講習施設((1)の農業講習施設を除く。以
設置したものに限る。以下同じ。)、財団法人農民教育協会鯉洲学園
(普及専攻科を除く。)若しくは学校法人自由学園最高学部第二部に
おいて農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試
験場及び野菜・茶葉試験場農業技術研修規程(昭和36年農林省告示13
60号)による研修課程を終了した者又は旧農業技術研究所及び農業試
験場農業技術研修規程(昭和34年農林省告示第416号)による研修課

程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日まで、
次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した
期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年であ
る短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者あっては、1
年。(4)において同じ。)以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業又は家政に關

経済	経済原論 経済政策 金融論 会計学 経営学 農業経済学 地域経済論 統計学
経営	経営学原論 会計学 簿記 マーケティング論 生産管理論 経済原論 経済政策 統計学

- する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育イ国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は教育に関する技術についての普及指導
- (4) 短期大学、都道府県立農業講習施設若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの
- (5) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの
- (6) その他
- ア 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修学年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。
- イ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とし、筆記試験は改良普及員として必要な教養及び農業又は家政についての専門的技術及び知識に関する事項について、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

(2) 筆記試験は、次表に掲げる必須項目、基礎選択項目及び専門選択項目について行う。

必須項目	基礎選択項目	専門選択項目
	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物生理 土壤肥料 微生物学 生物化学 食品化学 及び食品加工 農業経営 畜産 家畜衛生 農業水利及び土地改良 農業機械 農業經濟 農村社会学 統計学及び情報処理	被服衛生及び被服管理 勞働衛生 人間工学 糙米学 食品化学及び食品加工 生物化学 微生物学 農村計画 家庭經濟 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学及び情報処理
	生活經營	

- (3) 必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式試験(以下「択一・記述試験」という。)とし、基礎選択項目は、(2)の表の当該項目の欄に掲げるものの中から、1項目を選択するものとする。

また、専門選択項目についての筆記試験は、**択一・記述試験及び論文試験**とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げるものの中から、**択一・記述試験**にあっては3項目を、論文試験にあっては1項目を項選択するものとする。この場合において、**択一・記述試験**と論文試験において同一の項目を重複して選択することができる。

5 受験手続

- (1) 受験願書に次に掲げる書類を添えて、鳥取県農林水産部農業改良課（鳥取市東町一丁目220）に提出すること。

ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4cm、横3cmの大きさのもの）

(2) 受験願書の受付期間は、平成4年7月1日（水）から同年8月20日（木）までとし、郵送による場合は、平成4年8月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料は3,010円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

なお、県外に居住する者は、その額の現金を現金書留で納付してもよい。

いずれの場合においても、既に納付した手数料は還付しない。

6 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により

公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

7 その他

試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857-26-7273）に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、返信用封筒に62円切手をはり付けたものを同封すること。